

広島県病院事業管理規程第五号

広島県病院事業職員給与規程及び広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程及び広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

(広島県病院事業職員給与規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定職職員の期末手当等)</p> <p>第二十条 前条の規定により指定職職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の八十四」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の二十八・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の四十七・五」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の四十七・五」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の四十七・五」とあるのは「百分の三十八」と、「百分の六十三」とあるのは「百分の三十一・五」と、「百分の三十一・五」とあるのは「百分の四十七・五」とする。</p> <p>2 前条の規定により指定職職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な職員 百分の百五</p> <p>二 勤務成績が良好な職員 百分の九十九・五以下</p> <p>三 勤務成績が良好でない職員 百分の九十五以下</p>	<p>(指定職職員の期末手当等)</p> <p>第二十条 前条の規定により指定職職員に期末手当を支給する場合は、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の八十二」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の六十一・五」とあるのは「百分の二十七」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の十三・五」と、「百分の十三・五」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の三十七」と、「百分の三十七」とあるのは「百分の十三・五」と、「百分の十三・五」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の三十七」と、「百分の三十七」とあるのは「百分の十三・五」と、「百分の十三・五」とあるのは「百分の四十五」とする。</p> <p>2 前条の規定により指定職職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の百」とあるのは「百分の百二・五」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な職員 百分の百二・五</p> <p>二 勤務成績が良好な職員 百分の九十六・五</p> <p>三 勤務成績が良好でない職員 百分の八十八以下</p>

別表第一及び別表第十を次のように改める。

別表第一 (第三条関係) 指定職給料表

号給	給料月額額
一	七〇八、〇〇〇円

二	七六三、〇〇〇円
三	八二〇、〇〇〇円
四	八九八、〇〇〇円

別表第十（第二十一条の二関係）

職務	基礎日額	上限日額
事務職	八、一五〇円	一一、二〇〇円
医療職	八、四〇〇円	一四、九五〇円
専門事務職	一一、〇五〇円	一五、八五〇円
専門医療職	一一、八五〇円	一一、二五〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると管理者が認めた短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万四千五十円と、医療職については一万九千八百円と、専門事務職については一万七千六百円と、専門医療職については二万八千七百円とする。

（広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程の一部改正）

第二条 広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程（令和元年広島県病院事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―4 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)</p> <p>5 第二条改正後給与規程第二十一条の二第七項に規定する別表第十の適用については、当分の間、同表事務職の項中「八、一五〇円」とあるのは「八、二五〇円」と、「一一、一〇〇円」とあるのは「一一、三五〇円」と、同表医療職の項中「八、四〇〇円」とあるのは「八、五〇〇円」と、「一四、九五〇円」とあるのは「一五、一五〇円」と、同表専門事務職の項中「一一、〇五〇円」とあるのは「一一、二五〇円」と、「一五、八五〇円」とあるのは「一六、〇五〇円」と、同表専門医療職の項中「一一、八五〇円」とあるのは「一二、〇〇〇円」と、「一一、二五〇円」とあるのは「一一、五五〇円」と、同表備考中「一万四千五百円」とあるのは「一万四千二百円」と、「一万九千八百円」とあるのは「二万五千円」と、「一万七千六百円」とあるのは「一万七千八百円」と、「二万八千七百円」とあるのは「二万九千五百円」とする。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1―4 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)</p> <p>5 第二条改正後給与規程第二十一条の二第七項に規定する別表第十の適用については、当分の間、同表事務職の項中「七、五〇〇円」とあるのは「七、六〇〇円」と、「一一、九〇〇円」とあるのは「一二、〇五〇円」と、同表医療職の項中「七、七五〇円」とあるのは「七、八五〇円」と、「一四、五〇〇円」とあるのは「一四、七〇〇円」と、同表専門事務職の項中「一一、七五〇円」とあるのは「一一、九〇〇円」と、「一五、七〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門医療職の項中「一一、三五〇円」とあるのは「一一、五〇〇円」と、「一一、〇五〇円」とあるのは「一一、三五〇円」と、同表備考中「一万三千九百円」とあるのは「一万四千二百円」と、「一万九千六百五十円」とあるのは「一万九千九百五十円」と、「一万七千五百円」とあるのは「一万七千七百五十円」と、「二万八千六百円」とあるのは「二万八千九百五十円」とする。</p> <p>6・7 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第一条中広島県病院事業職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第十の改正規定及び第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（給与規程第二十条及び別表第一の改正規定に限る。）による改正後の給与規程（以下「改正後給与規程」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 改正後給与規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。